

入札心得

石川県河北郡内灘町

(趣旨)

第1条 内灘町の契約に係る一般競争入札及び指名競争入札（以下「競争入札」という。）を行う場合の取り扱いについては地方自治法施行令（昭和22年政令第16号、以下「令」という。）、内灘町財務規則（昭和40年規則第4号、以下「財務規則」という。）その他法令に定めるもののほか、この心得の定めるところによるものとする。

(一般競争入札参加の申出)

第2条 一般競争入札に参加しようとする者は、財務規則第54条の公告において指定した期日までに成年被後見人及び被保佐人並びに破産者で復権を得ない者でないことを確認することができる書類及び当該公告で指定した書類を添え、町長にその旨を申し出なければならない。

(入札保証金等)

第3条 競争入札に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）は、入札執行前にその者の見積金額の百分の五以上の入札保証金又は、入札保証金に代わる担保（財務規則第59条に規定）を会計管理者に納めなければならない。ただし、入札保証金の全部又は一部の納付を免除された場合は、この限りではない。

2 入札参加者は、前項ただし書の場合において、入札保証金の納付を免除された理由が入札保証保険契約を結んだことによるものであるときは、当該入札保証保険契約に係る保険証券を町長に提出しなければならない。

3 入札参加者は、入札保証金若しくは入札保証金に代わる担保を納付し、又は提供する場合は、関係職員の審査を受け、その面前においてこれを封かんの上、氏名及び金額を封筒に明記して入札保証金納付書を添え提出しなければならない。

4 入札保証金又は入札保証金に代わる担保は落札者に対して契約締結後に、落札者以外の者に対しては入札執行後にその領収書と引換えにこれを還付する。

(入札等)

第4条 入札参加者は、この心得、設計図書、仕様書、契約案及び現場等並びに入札通知書（以下「設計図書等」という。）を熟知のうえ、入札しなければならない。この場合において、設計図書等について疑義があるときは、入札日の前日までに関係職員の説明を求めることができる。なお、一般競争入札では、入札公告において、質問書の受付期間及び方法を定めるものとする。

2 入札書は、別記書式により作成し、所要の事項を明記し、所定の箇所に記名押印し、封かんのうえ、入札者の氏名を表記し、所定の時刻までに入札箱に投入しなければならない。記載事項（金額を除く。）について訂正したときは、当該訂正箇所に訂正印を押さなければならない。

3 入札書の郵送は認めないものとする。

4 入札参加者は、代理人をして入札させるときは、その委任状を持参させなければならない。

5 入札参加者又は、入札参加者の代理人は、当該入札に対する他の入札参加者の代理人をすることができない。

6 入札参加者は、令第167条の4「一般競争入札の参加者の資格」の規定に該当する者を入札の代理人とすることができない。

(入札の辞退等)

第5条 入札参加者は、入札書を入札箱に投入するまでは、次の各号に掲げるところによりいつでも入札を辞退することができる。

2 指名を受けたものは、入札を辞退するとき、その旨を次に掲げるところにより申し出るものとする。

(1) 入札書を入札箱に投入するまでは、別記書式により入札辞退届を作成し、契約担当者に直接持参し、又は郵送（入札日の前日までに到達するものに限る。）して行う。

(2) 入札執行中であっては、入札辞退届又はその旨を明記した入札書を入札箱に投入して行う。

3 入札を辞退した者は、これを理由として以後の指名等について不利益な取扱いを受けるものではない。

(公正な入札の確保)

第6条 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはならない。

(入札のとりやめ等)

- 第7条 入札参加者が談合その他不正、不当な行為をなし、入札の公正な執行を妨げる恐れがあると認めるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札執行を延期し若しくは中止することがある。
- 2 入札執行前又は入札執行中において入札参加者が二人に達しないときは、入札をとりやめるものとする。
- 3 前項の規定は、一般競争入札には適用しない。

(無効の入札書)

第8条 次の各号の一に該当する入札書は無効とする。

- (1) 当該入札に対する同一人の二以上の入札書
- (2) 資格を有しない者のした入札書
- (3) 第3条に規定する入札保証金又は入札保証金に代わる担保を納付し、又は提供しない者のした入札書
- (4) 記名押印を欠く入札書
- (5) 金額を訂正した入札書
- (6) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札書、又は他事記載のある入札書。ただし、錯誤等によりそのかしが比較的に軽微なもので、入札者の意思が察知されるものは除く。
- (7) 明らかに連合によると認められる入札書、又は入札に際し不正の行為があったと認められる入札書
- (8) 当該入札について他の入札参加者の代理人を兼ね、又は二人以上の代理をした者の入札書
- (9) 委任状を持参しない代理人のした入札書
- (10) 再度入札に当り、直前の入札の最低価格以上の入札書
- (11) 予定価格が事前に公表されている入札において、当該予定価格を上回る価格の入札書
- (12) 予定価格が事前に公表されている入札において、工事内訳書を同封しない入札書
- (13) 最低制限価格が設定されている入札において、工事の請負契約に係る最低制限価格算出要綱（平成25年内灘町告示第34号）に基づき設定された最低制限価格未満の入札書
- (14) その他入札に関する条件に違反した入札書

(入札書の書換え等の禁止)

第9条 入札者は、入札書を入札箱に投入した後(以下「入札後」という。)は、いかなる場合といえども、その入札書の書換え、引換え、若しくは撤回又は辞退の申立はすることができない。

(開札)

第10条 開札は、入札場所において、入札後直ちに、入札参加者立会いのうえ行うものとする。ただし、第4条第3項に規定する場合を除く。

(落札者の決定)

- 第11条 入札を行った者のうち、契約の目的に応じ、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認めるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とする。
- 2 当該契約の内容に適合した履行を確保するため、あらかじめ最低制限価格を設けた場合は、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって入札した者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とする。

~~(再度入札等)~~

- ~~第12条 開札した場合において各人の入札のうち、予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないとき、また最低制限価格を設けた場合においては、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格の入札がないとき、直ちに再度の入札を行う。ただし、最低制限価格未満の入札者の再度の入札参加は認めない。~~
- ~~2 再入札を行ってまだ予定価格に達しないときは再々入札を行う。~~
- ~~3 再々入札を行って、なおかつ予定価格に達しない場合は、入札を打ち切る。~~

(同価格の入札者が二人以上ある場合の落札者の決定)

- 第13条 落札となるべき同価格の入札をした者が二人以上ある場合、直ちに当該入札をした者にくじを引かせて落札者を決定する。
- 2 前項の場合において、当該入札をした者のうちくじを引かない者がいるときは、これに代わって入札事務に関係のない職員にくじを引かせる。

(契 約 保 証 金)

第 14 条 落札者は契約を締結する際に、契約金額の百分の十以上の契約保証金又は契約保証金に代わる担保（財務規則 76 条に規定するものをいう。以下同じ。）を納めなければならない。ただし、契約保証金の全部又は一部を免除された場合は、この限りではない。

2 落札者は、前項本文の規定により契約保証金を納付しようとするときは、現金を契約書案と共に提出し、引換えに保管証書の交付を受けなければならない。

3 落札者は、第 1 項本文の規定により契約保証金に代わる担保を提供する場合において、当該担保が有価証券であるときは、保証金（担保）納付書を添えて会計管理者に提出し、保管証書の交付を受け、契約書案と共に提出しなければならない。

4 落札者は、第 1 項本文の規定により契約保証金に代わる担保を提供する場合において、当該担保が銀行等の保証であるときは、当該保証に係る保証書を提出しなければならない。

5 第 1 項ただし書の場合において、契約保証金の納付を免除された理由が、履行保証保険又は工事履行保証契約を結んだことによるものであるときは、当該契約保証に係る保険証券又は保証証券を提出しなければならない。

(入 札 保 証 金 の 振 替)

第 15 条 町長は、必要があると認める場合には、落札者の承諾を得て落札者に還付すべき入札保証金又は入札保証金に代わる担保を契約保証金又は契約保証金に代わる担保の一部に振替えることができる。

(契 約 書 の 提 出)

第 16 条 落札者は、落札決定の通知を受けた日から起算して十日以内（土、日、休日除く）に契約書案を提出し、契約を締結しなければならない。ただし、予定価格が 5 千万円以上の工事又は製造の請負、及び町が指定するものについては、仮契約書を提出し、仮契約を締結するものとする。

2 前項ただし書の場合については、町議会の議決又は町長の専決があったときに、すみやかに本契約を締結するものとする。

3 落札者が第 1 項に規定する期間内に契約又は仮契約を締結しないときは、落札者としての権利を失うものとする。

(異 議 の 申 立)

第 17 条 入札をした者は、入札後、設計図書等についての不明を理由として異議を申立てることはできない。

(随 意 契 約 の 場 合 の 準 用)

第 18 条 第 4 条から第 12 条まで、第 14 条、第 15 条及び第 16 条の規定は、随意契約の場合について準用する。この場合において「入札」を「見積」に、「落札」を「見積適格」に読み替えるものとする。